

プロイセンの国民学校教員に  
求められた能力

—卒業試験規程に着目して—

藤井 利紀

**Necessary Skills for Elementary School Teachers in Prussia  
— Focusing on Test Regulations —**

FUJII Toshiki

教育論叢 第59号抜刷  
2016年3月

## プロイセンの国民学校教員に求められた能力

### —卒業試験規程に着目して—

藤井利紀

#### はじめに

ヴァイマル期はドイツの国民学校教員 (Volksschullehrer) の養成にとって大きな改革の時期であった。ヴァイマル期に入るまで、国民学校教員は教員養成所 (Lehrerseminar) で養成されてきた。教員養成所は国民学校に接続しており、中等教育段階の学校であった。しかし、1919 年に制定されたヴァイマル憲法の第 143 条 2 項で、教員養成は「高等教育に一般に適用される原則に従う」と定められた。つまり、国民学校教員養成を高等教育段階で行うことが予定された。この条項をきっかけに、国民学校教員養成を高等教育でどのように行うか、激しい論争が展開された。そこでの議論は、国民学校教員養成を既存の大学で行うか、教員養成のための特別の大学で行うかというものであった。当時、ドイツ国内の半分以上を占め、中心的な存在であったプロイセンでは、教員養成のための特別の大学で国民学校教員養成を行うことが決定された。それによって、プロイセン文部大臣ベッカー (Carl Heinrich Becker, 1876-1933) らが中心となり、教育アカデミー (Pädagogische Akademie) が設立された。

国民学校教員養成が教員養成所から教育アカデミーで行われるようになったことで、国民学校教員養成は変わったのか、あるいは変わらなかったのか。この点について、先行研究では、ベッカーならびにシュプランガー (Eduard Spranger, 1882-1963) の著書やプロイセン教員組合の覚え書を通して教員養成所と教育アカデミーが比較検討されており、両者の制度そのものの比較検討はされていない。それゆえ、本稿では教員養成所と教育アカデミーの制度自体に目を向けることとし、具体的には両者の卒業試験規程を取り上げる。卒業試験規程を取り上げるのは、卒業試験は国民学校教員養成課程の最後に行われるものであるため、国民学校教員に求められた能力がもっとも反映されていると考えられるからである。教育アカデミーの卒業試験規程については、すでに佐藤史浩氏が取り上げているが、その内容が簡単に言及されているに止まっている。さらに、佐藤氏の論文では教員養成所の卒業試験規程については言及されていない<sup>1)</sup>。

以上のことを受けて、1872 年および 1901 年の教員養成所の卒業試験規程と 1928 年の教育アカデミーの卒業試験規程とを比較することを通して、教員養成所から教育アカデミーに変わったことによって国民学校教員に求められた能力は変わったのか変わらなかったのか、さらに変わったとすればどの点が変わったのかを明らかにすることが本稿の課題である。

## 1. 教員養成所の卒業試験規程

本章では、1872年に定められた、教員養成所卒業試験がどのようなものであったかを明らかにする。また、1901年の教員養成所卒業試験の改訂によって、1872年の教員養成所卒業試験の試験内容がどのように変わったのかを検討する。

### (1) 教員養成所卒業試験規程（1872年）

本節では、1872年の教員養成所卒業試験規程をみていく。この試験規程は「一般諸規程」の1つである、「国民学校教員、中間学校教員、校長のための試験規程」（1872年10月15日）に記載されている。この一部分が「国民学校教員試験」を定めており、その中の第1条から第15条が教員養成所卒業試験について規定していた。試験規程の第1条では、「全課程の修了後、教員養成所の生徒は学校当局の一時的な官吏の資格を得るための卒業試験を受ける」<sup>2</sup>と謳われていた。この試験に合格することで、一時的な国民学校教員の資格を得ることができた。この試験は1次試験であり、最終的な資格を獲得するためには、（1次試験の後から2年以上）経ってから受けられる2次試験に1次試験修了後から5年以内に合格する必要があった。教員養成所卒業試験は、教員養成所で養成されていない人も受けることができた。第2条で定められているように、20歳以上であり、教職につかさどるために道徳的に申し分のないことと身体的能力を証明できるなら誰でも受験することができた<sup>3</sup>。

次に、卒業試験の内容についてみていく。卒業試験は3つの試験からなっていた。

1つ目は筆記試験である。筆記試験については、試験規程の第6条で定められている<sup>4</sup>。筆記試験は以下の7つの分野に及んだ。①「教授学ならびに教育学あるいはドイツ語とドイツ文学の教授をテーマとしたドイツ語作文を1つ書くこと」。②「宗教教授の分野について1つ論じること」。③「幾何と計算からなる3つの課題を解くこと」。④⑤⑥「歴史、博物、地理からなる3つの課題についてそれぞれ答えること」。⑦「パイプオルガン演奏の授業に参加している人は讚美歌を編曲すること」。これらの筆記試験は、教員養成所の科目のほとんどを反映していた<sup>5</sup>。さらに、任意選択の筆記試験として、まとまりのある作品の一部分のドイツ語から外国語への翻訳、ないしは外国語からドイツ語への翻訳を加えることができた。教員養成所の教科課程では「フランス語あるいは英語あるいはラテン語が選択科目として与えられる」と謳われており、外国語は選択科目であった。ただし、外国語を初学者は基本的に選択することはできず、またフランス語を選択することが一般的だとされていた<sup>6</sup>。これらの筆記試験の制限時間として、試験規程の第7条で、①の試験については4時間、他についてはそれぞれ2時間の時間が与えられることが規定されていた<sup>7</sup>。

2つ目は、実地試験である。実地試験については試験規程の第9条で定められている<sup>8</sup>。実地試験では、必修の授業科目1つの模擬授業を行うこととなっていた。試験の2日前に、受験者に対してテーマが渡され、受験者は実地試験のために筆記の構想を提出しなければならなかった。また、任意の授業科目の試験を受けることを望む受験者は可能な限りで、その科目の教育実習を行わなければならないとされた。

3つ目は、口述試験である。口述試験については、試験規程の第10条で定められている<sup>9</sup>。口述試験は教員養成所の全科目に及んだ。しかし、州学務委員会の委員（*Commissarius des Provinzial=Schulcollegiums*）は、試験の結果に影響がでない場合、個々の科目を試験から除く権限をもっていた。また、試験委員会は筆記試験が大変すぐれていることを理由に、受験者からいくつかの科目の口述試験あるいは口述試験全体を免除することができた。口述試験で要求されたのは、受験者が理路整然とした話の中で、はっきりと明確に与えられた質問について答えることができることであった。

最後に、試験の評価についてみていく。試験の評価については試験規程の第13条で定められている<sup>10</sup>。個々の科目のそれぞれの受験者の成績は優（*sehr gut*）、良（*gut*）、可（*genügend*）、不可（*nicht genügend*）の4段階で評価された。試験の総合結果に応じて、受験者に資格を与えるか与えないかが判断された。受験者が宗教あるいはドイツ語あるいは計算のうち1つが不可であるとき、ないしは他の科目（教育学、歌唱、図画、作文、歴史、地理、博物、幾何）で3つ以上が不可であるとき、不合格とされた。この不合格基準から、国民学校教員には宗教、ドイツ語、計算が重視されていたことが分かる。特に、宗教についてはさらなる言及を必要とする。当時のドイツの国民学校は宗派別に組織されていた。ほとんどすべての国民学校は、カトリックあるいはプロテスタントであり、ユダヤ教はわずかであった。それに配慮していたのか、試験規程の第11条ではユダヤ教の受験者の場合、宗教は試験科目に含まれないということが定められていた<sup>11</sup>。試験に合格した場合、試験規程の第14条に定められた、受験者は証明書を得ることができた<sup>12</sup>。証明書には、受験者の名前・受験者の個人情報・試験の成績などが記載された。さらに、受験者のオルガンあるいは外国語の能力についても記載された。

## (2) 1901年の教員養成所の卒業試験規程

1901年に、教員養成所卒業試験規程は改訂される。この規程の改訂については「教員養成所への入学と教員養成所卒業試験についての規程変更」（1901年7月1日）に定められている。本節では、1901年の教員養成所卒業試験の改訂によって、1872年の教員養成所卒業試験の試験内容がどのように変わったのかを検討する。

1901年に改訂された卒業試験規程は、1872年の卒業試験規程から大枠は変更されなかった。しかし、仔細にみると、大きく3点の変更を指摘できる。

第1は、筆記試験の内容の変更である。1872年の試験規定では、任意選択の試験を含めると、8つの課題が出されていた。しかし、1901年の試験規程改訂で課題は5つに減り、次のようになった<sup>13</sup>。①「教授学および教育学あるいは教育の歴史あるいはドイツ文学の課題についての作文を書くこと」。②③「宗教と歴史の課題についてそれぞれ論じること」。④「外国語からドイツ語へ翻訳すること」。⑤「パイプオルガンの授業と和声学の授業に参加している人は讚美歌を編曲すること」。このように、筆記試験は教員養成所の科目の一部に限定されるようになった。1872年の筆記試験の内容と比較すると、計算、幾何、博物、地理が課題からなくなった（なお、違いを明確にするた

めに、「計算」と「幾何」としたが、1901年に新たに制定された教員養成所の教科課程では両者は統合され、算数となっている<sup>14)</sup>。一方で、1901年の教員養成所の教科課程で外国語が選択科目から必修科目になったことを反映して、1872年の試験規程では任意選択課題であった外国語が1901年の試験規程では必修化された<sup>15)</sup>。

第2は、口述試験における科目の削減と口述試験方法の変更である<sup>16)</sup>。1872年の試験規程では、口述試験の科目は全科目に及んでいた。それが、1901年の試験規程では、「教育学、宗教、ドイツ語、歴史、外国語の確固たる知識と国民学校のあらゆる授業科目の教授法」に変更された。教授法については教員養成所の全科目が対象になったが、知識については教員養成所の科目の一部に限定されるようになったのである。1901年の規程では、1872年の規程と異なり、知識と教授法が区分されるようになった。また、口述試験の方法として、与えられた質問に簡潔に答えることも求められるようになった。

第3は、試験の評価の変更である。1872年の卒業試験では、宗教とドイツ語と計算が不可である場合、卒業試験は不合格になるという規程があった。1901年の試験規程改訂でも、同様の規程は残された。しかし、「教育学あるいは宗教あるいはドイツ語あるいは歴史が可以上でなければ、どんな場合でも試験は不合格である」<sup>17)</sup>というように変更された。不可をとれば即不合格となる科目に、新たに教育学と歴史が含まれた。特に、歴史の重視は当時の社会状況と関連している。当時、ドイツでは社会主義が広まっており、その対策として歴史が重視されていた。例えば、歴史の授業計画では、祖国史、特にその中でも近代史に重点が置かれた。さらに、「生徒においても祖国と王家に対する愛を目覚めさせ、育てていくことを可能にするために、将来の教員と教育者は祖国とその組織と成り立ちを理解し、好きにならなければならない」<sup>18)</sup>と定められていた。

最後に、1901年の試験規程に基づいて行われた教員養成所試験の結果はどのようなものであったのかをみていく<sup>19)</sup>。例えば、1913/1914年では、受験者は男性5,692名、女性1,042名、合計6,734名であった。合格者は男性5,324名、女性1,009名であり、合計6,333名であった。卒業試験の合格率は94パーセントであった。同統計では、合格者の宗派が載せられていた。男性はプロテスタント3,467名、カトリック1,844名、ユダヤ教13名であった。女性はプロテスタント358名、カトリック651名、ユダヤ教0名であった。

## 2. 教育アカデミーの卒業試験規程

本章では、国民学校教員養成の教員養成所から教育アカデミーへの制度的変化を踏まえた上で、教育アカデミーの卒業試験がどのようなものであったかを明らかにする。

教育アカデミーでは、教員養成所と異なり、大学入学資格が入学条件として求められることとなった。さらに、教育アカデミーでの養成期間は2年であった。これらは、教育アカデミーの教育内容に大きな影響を与えた。従来、教員養成所では国民学校で取り扱う科目の知識と教授法を教えられていた。それに対して教育アカデミーでは、大学入学資格を求められたことから、教育アカデミーの入学条件として国民学校で取り扱う知識内容を知っていることが前提となったとされる<sup>20)</sup>。そ

のため、教育アカデミーで教えられた科目は教科教授法が中心となっていた。

ここからは教育アカデミーの卒業試験についてみていく。最初の教育アカデミーが設立される1年前である1925年、プロイセン文部省は「プロイセンにおける国民学校教員養成の新規定」において、教育アカデミーの方針について述べていた。その中で、教育アカデミーの卒業試験について次のように定めていた。「志願者は、試験規程に応じて、自宅で行う教育学をテーマとする筆記試験、模擬授業、授業と教育の課題について、討議の形式で行われる学術的な口述試験が求められる」<sup>21</sup>。このように、1925年の時点で教育アカデミーの卒業試験の方針と、後に卒業試験規程が定められることを予告していた。ここで示された試験規程は、1928年4月10日「プロイセンの国民学校教職のための試験」のなかで、「プロイセンの国民学校教職のための第1次試験規程」として規定された。この第1次試験が、教育アカデミー卒業試験であった。試験の目的について、卒業試験規程の第1条では次のように定められていた。「教育アカデミーでの国民学校教員の2年間の職業教育は試験によって終結する。試験は養成期間の間にアカデミーの教員によって得られる、受験者の教職の執行のための能力についての判定によって終結しなければならない。この判定は国民学校教職にとって必要な受験者本人の学問的な専門教育・実践的訓練・適正までに及ぶ」<sup>22</sup>。このように、試験の目的は教員養成所の卒業試験と比べると詳細に規定されていた。教員養成所卒業試験と同様に、この試験に合格した後、2次試験に合格することによって最終的な国民学校の教職資格を獲得することができた<sup>23</sup>。試験規程の第6条では、卒業試験が養成の第四期に行われることが定められていた<sup>24</sup>。それに対応するように、試験規程の第2条によれば、試験の申込を11月15日までに教育アカデミーの校長に提出しなければならなかった。その際に、自筆の履歴書、大学入学資格の証明書、教育アカデミーの出席と自由選択の講義と演習に参加したことを示す証明書、教員の判定書を添付しなければならなかった<sup>25</sup>。この中でも、試験の可否に関わる重要な書類が教員の判定書であった。試験規程の第3条では、「教員は受験者のゼミナールでの貢献と芸術・技術・体育における成績と実習校(Akademieschule)での教育活動についての所見を教育アカデミーの校長に提出する」<sup>26</sup>ことが求められていた。この教員の判定書は、卒業試験を受けるための許可と関連していた。試験を受けることが拒否される場合について、試験規程の第5条が定めていた。試験が受けられないのは以下のときであった<sup>27</sup>。(a)「受験者がきちんと学修を果たしていないとき」。(b)「教員の判定(第3条)に基づく受験者の教育の結果が少なくとも十分であると評価できないとき」。(c)「受験者の道徳上の態度に異議を唱えなければならないとき」。つまり受験者は、教育アカデミーにおいて、ゼミナールで最低限の貢献し、芸術・技術・体育において最低限の成績を修めるとともに、実習校での教育活動で最低限の評価を得ていなければ、卒業試験を受けることができなかった。

次に、卒業試験の内容についてみていく。卒業試験は筆記試験と口述試験の2つになり、1925年には予定されていたにもかかわらず、実地試験はなくなった。また、筆記試験と口述試験の内容も従来の教員養成所卒業試験から大きく変化することとなった。

最初に筆記試験からみていく。筆記試験の課題については、試験規程の第7条が以下のように定めていた<sup>28</sup>。「各受験者は、教育学あるいはその補助科学あるいは教科教育学の分野からなる課題

を作成しなければならない」。このように、筆記試験の課題は1つとなった。さらに、科目の選択は受験者に任せられ、課題の作成のための期限は8週間になった。短時間のうちにいくつかの試験を行うようなかつての教員養成所卒業試験の形式から、1つの論文をじっくりと書き、それを提出する形式に変わったのである。

一方、口述試験については試験規程の第8条が規定している<sup>29</sup>。第8条では口述試験で出題される科目が細かく定められており、それをまとめると表1のようになる。出題科目は(a)教育学とその補助科学、(b)教科教育学という2つの領域に分けられており、教育学とその補助科学は7つの科目から構成され、教科教育学は4つのカテゴリから構成されている。教育学とその補助科学

表1 卒業試験の口述試験における出題科目

(a) 教育学とその補助科学	(b) 教科教育学
1 体系的教育学	1 宗教, ドイツ語, 計算もしくは幾何
2 教育の歴史	
3 心理学	2 歴史と公民学, 地理, 博物
4 哲学	
5 学校学	3 音楽, 図画, 工作もしくは裁縫
6 学校保健学	
7 実践的社会教育学	4 体操

学に関しては、7つの科目の中から4つの科目を受けなければならなかった。その中で、体系的教育学と心理学は必修であった。さらに、教育の歴史か哲学から1つ、学校学と学校保健学と実践的社会教育学から1つの科目を選択する必要があった。「この科目の決定の際に、受験者の希望は可能な限り尊重されなければならない」とされた。一方、教科教育学に関しては、カ

テゴリ**b1**の科目、すなわち、宗教・ドイツ語・計算もしくは幾何が必修であった。さらに、カテゴリ**b2**の中から1科目、カテゴリ**b3**および**b4**の中から1科目を受験者が選択しなければならなかった。ただし、口述試験には例外規程があり、「受験者が憲法第149条2項に基づいた意思表示によって宗教の授業を行うことを拒否する場合は宗教の試験を受けない」ことが可能であった。その際には、**b2**、**b3**、**b4**の中から別に1科目を選択する必要があった。

従来の教員養成所試験規程では、口述試験の内容は詳細に規程されていなかった。しかし、教育アカデミーの卒業試験規程では、第9条で、(a)の領域では科目ごとに、(b)の領域では領域全体で口述試験の内容が詳細に定められた<sup>30</sup>。ちなみに、(b)の領域全体での規定は以下のようなものであった。「受験者はプロイセンの国民学校の教科課程にとっての方針に応じて、国民学校の陶冶財に精通していなければならない。さらに受験者は8b(教科教育学のことを指す—著者注)のもとで挙げられた5科目のもとで重要な該当する科目にとって考慮の対象となる教育形態と、その重要な主張者にいそしんでいることと、受験者が陶冶内容と陶冶価値に応じて教材を評価する能力と生徒の本質と年齢段階に応じた方法で、故郷と国民性との関係の考慮のもとで、教材を授業する能力があることを証明しなければならない」。

最後に、卒業試験の評価についてみていく。試験の評価については試験規程第10条が定めている<sup>31</sup>。教員からの所見(第3条)、筆記試験の評価(第7条)、口述試験の評価(第8条・第9条)をもとにして出された教育学と教科教育学のそれぞれの成績をもとに、最終的な評価(優・良・可・

不可)が出された。この試験結果についても、統計が残されている。それをまとめると次頁の表になる<sup>32</sup>。

表2 教育アカデミー卒業試験の試験結果

	1927/1928		1928/1929		1929/1930		1930/1931		1931/1932	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
受験者	132	19	149	57	143	67	364	119	812	294
合格者	124	19	143	56	142	67	351	117	776	287
プロテスタント	76	19	82	52	78	60	273	111	603	245
カトリック	48	0	60	2	62	4	75	5	166	37
ユダヤ教	0	0	1	2	1	3	0	0	4	4

※宗派の内訳は合格者のものである。プロテスタント、カトリック、ユダヤ教の合計が合格者の合計と一致しないのは、離教者、合格者のなかに信仰を持たない人が含まれているためである。

教育アカデミーは、1926年に設立され、次第に数が増えていった。そのため1920年代後半の時点では、卒業試験の受験者がそもそも少なかった。1931/1932年の卒業試験に注目すると、受験者は男性812名、女性294名で、合計1,106名であった。一方、合格者は男性776名、女性287名の合計1,063名であった。合格率は約96パーセントであった。教員アカデミーの卒業試験の結果にも、合格者の宗派の内訳が書かれていた。合格者1,063名のうち、プロテスタント848名、カトリック203名、ユダヤ教8名、離教者1名、信仰を持たない人3名であった。このことから、宗教の試験を免除して、合格した人はほとんどいなかった可能性が高い。

また、試験の合格者に授与される証明書の内容についても定められている<sup>33</sup>。この証明書には、音楽の成績が示され、また、受験者の希望によってオルガンの能力について付記することもできた。オルガンの能力について付記するという点は教員養成所と同じであった。

### 3. 卒業試験規程からみる教員養成所と教育アカデミーの共通点と相違点

本章では、卒業試験からどのような点で教員養成所と教育アカデミーでは国民学校教員に求められた能力は変わったのか、あるいは変わらなかったのかについて、(1)試験形態(2)試験科目(教育学、宗教、音楽)の2つの観点から検討する。

#### (1) 試験形態

教員養成所から、教育アカデミーに移行することによって、卒業試験の筆記試験の課題は大きく変わった。教員養成所の卒業試験では、短時間の間にいくつかの試験を行う形式であった。それに対して、教育アカデミーの卒業試験では8週間以内に1つの論文を書くことが求められた。この論文試験のための準備が教育アカデミーの演習では行われており、演習の課題として、「当該領域の

研究方法を学び、独力で研究するための基礎を身につけること」が求めていたとされる<sup>34</sup>。このことは、教育アカデミーに移行することによって、国民学校教員も研究を行い、論文を執筆することが求められるようになったことを示している。

## (2) 試験科目

### ①教育学

教育学は、教員養成所から教育アカデミーに移行するなかで、国民学校教員にとって重要な科目として位置づけられるようになった。確かに、1901年の教員養成所卒業試験規程によって、教育学の成績が十分でなければ卒業試験に合格することができなくなったように、教育学は教員養成所においても重要な科目となっていくた。しかし、教育アカデミーに移行することによって、教育学は筆記試験に加え、教科教育学と並び、口述試験でも大きな柱の科目となった。教育学は7つに細分化され、その中から必修科目である体系的教育学と心理学の他に、さらに2科目の合計4科目を口述試験で選択しなければならなくなり、教員養成所以上に、教育学は重要な科目として位置づけられるようになった。教育アカデミーの教育学を重視する立場は、教員養成所との相違点であった。

### ②宗教

教員養成所は宗派別に設立されていたが、教育アカデミーも1つを除き、宗派別に設立されていたため、教員養成所から教育アカデミーに移行しても根本において宗教は重視されていた。このことを背景として、教員養成所と教育アカデミーの間での程度の差はあれ、宗教は科目としても重要であり続けた。教員養成所卒業試験では一貫して、筆記試験と口述試験で宗教が出題されており、宗教の成績が十分でなければ、卒業試験に合格することはできなかった。一方、教育アカデミーの卒業試験規程でも、宗教は口述試験の必修科目であった。なお、ヴァイマル憲法に基づいて、宗教の試験を受けないという選択はあったが、それを利用した人は1パーセントに満たなかった。

### ③音楽

教員養成所において、音楽は筆記試験の必修科目であった。その試験内容は讃美歌の編曲というように、宗教と結びついていた。しかし、教育アカデミーの卒業試験では、音楽は、必修科目でなくなった。この部分だけをみれば、教育アカデミーになったことで、音楽は重視されなくなったと言える。しかし、音楽は国民学校教員にとって重要な能力であり続けた。音楽は、教育アカデミーの入学者選抜の基準<sup>35</sup>の1つであり、また、教育アカデミーの必修科目として定められていた<sup>36</sup>。さらに、卒業試験規程からも音楽が重視されていたことが分かる。教員養成所と教育アカデミーの卒業試験では、音楽は卒業試験の内容としてではなく、卒業試験の合格証明書という形で影響力もっていた。両者の卒業試験の証明書のどちらにおいても、合格証明書に音楽（特にオルガン）の成績が記載されていたことである。このことも音楽が国民学校教員養成にとって重要なものであっ

たからである可能性が高い。以上のように、教員養成所においても教育アカデミーにおいても音楽は重視されていた。確かに教育アカデミーでは、芸術科目が重視されており、その中で音楽も重視されていた。しかし、それは教員養成所と同じであった。

## おわりに

以上、本稿では1872年および1901年の教員養成所の卒業試験規程と1928年の教育アカデミーの卒業試験規程とを比較することを通して、教員養成所から教育アカデミーの間での国民学校教員に求められた能力の違いについて明らかにした。試験科目に着目すると、教育アカデミーに移行したにもかかわらず、宗教と音楽は国民学校教員にとって重要な科目として位置づけられていた。しかし一方で、教育学が国民学校教員にとって新たに重要な科目として位置づけられるようになった。さらに、試験形態に着目すると、教育アカデミーの卒業試験では、時間をかけて論文を執筆するような研究的な能力が求められるようになった。

以上のように、教員養成所から教育アカデミーに移行しても、国民学校教員に求められた能力には変わらない部分もあったが、一方で教育アカデミーでは、教育学に関する知識、ならびに論文を執筆できる研究的能力が新たに重視されるようになった、という違いも指摘することができる。

## [注]

- 1 佐藤史浩「ワイマル共和国における教育アカデミーの創設と展開」『宮城学院女子大学研究論文集』第118号、2014年、1-22ページ。
- 2 Prüfungsordnung für Volksschullehrer, Lehrer an Mittelschulen und Rectoren, 15.10.1872, in: Zentralblatt für die gesamte Unterrichtsverwaltung in Preußen[ZBl], 1872, S.635.
- 3 ebenda.
- 4 ditto. S.636.
- 5 当時の教員養成所の科目として、教育学、宗教、ドイツ語、歴史、計算、幾何、博物、物理、化学、地理学、図画、作文、体操、音楽、外国語、農業が定められていた（Lehr=Ordnung und Lehr=Plan für die Königlichen Schullehrerseminare, 15.10.1872, in: ZBl, 1872, S.622-633.）。
- 6 ditto. S.620.
- 7 Prüfungsordnung für Volksschullehrer, Lehrer an Mittelschulen und Rectoren, 15.10.1872, in: ZBl, 1872, S.636.
- 8 ditto. S.637.
- 9 ebenda.
- 10 ebenda.
- 11 ebenda.
- 12 ditto. S.637-638.
- 13 Änderungen der Bestimmungen über die Aufnahme in die Lehrerseminare und über die

- Seminarrentlassungsprüfung, 1.7.1901, in: ZBl, S.642.
- <sup>14</sup> Lehrpläne für Präparandenanstalten und Lehrerseminare, sowie methodische Anweisungen zu beiden Lehrplänen, 1.7.1901, in: ZBl, S.616.
- <sup>15</sup> ditto. S.614.
- <sup>16</sup> Änderungen der Bestimmungen über die Aufnahme in die Lehrerseminare und über die Seminarrentlassungsprüfung, 1.7.1901, in: ZBl, S.643.
- <sup>17</sup> ebenda.
- <sup>18</sup> Lehrpläne für Präparandenanstalten und Lehrerseminare, sowie methodische Anweisungen zu beiden Lehrplänen, 1.7.1901, in: ZBl, S.633-634.
- <sup>19</sup> Preuischen Statistischen Landesamt(hrsg.): Statistisches Jahrbuch für den Preußischen Staat, Berlin.
- <sup>20</sup> 佐藤史浩前掲論文, 11 ページ。
- <sup>21</sup> Die Neuordnung der Volksschullehrerbildung in Preußen. Denkschrift des Preußischen Ministeriums für Wissenschaft, Kunst und Volksbildung(1925), in: Helmuth Kittel(hrsg.) : Die pädagogischen Hochschulen. Dokumente ihrer Entwicklung (I) 1920-1932, Weinheim 1965, S.91.
- <sup>22</sup> Prüfung für das Lehramt an Volksschulen in Preußen,10.4.1928, in: ZBl,1928, S.153.
- <sup>23</sup> Ordnung der zweiten Prüfung für das Lehramt an Volksschulen in Preußen, in: ZBl, 1928, S.231.
- <sup>24</sup> Prüfung für das Lehramt an Volksschulen in Preußen,10.4.1928, in: ZBl,1928, S.153.
- <sup>25</sup> ebenda.
- <sup>26</sup> ebenda.
- <sup>27</sup> ebenda.
- <sup>28</sup> ebenda.
- <sup>29</sup> ditto. S.153-154.
- <sup>30</sup> ditto. S.154.
- <sup>31</sup> ditto. S.154-155.
- <sup>32</sup> Preußischen Statistischen Landesamt(hrsg.): a. a. O.の各年度版から作成。
- <sup>33</sup> Prüfung für das Lehramt an Volksschulen in Preußen,10.4.1928, in: ZBl,1928, S.155.
- <sup>34</sup> 佐藤史浩前掲論文, 10 ページ。
- <sup>35</sup> Eröffnung Pädagogischer Akademien, 1926.15.1, in: ZBl,1926, S.43.
- <sup>36</sup> Alfred Eckardt: Der gegenwärtige Stand der neuen Lehrerbildung in den einzelnen Ländern Deutschlands und in außerdeutschen Staaten, Weimar 1927, S.35-36.